

鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金交付要綱（令和7年5月26日付第202500035368号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
第1条～第3条 略 <u>（留意事項）</u> <u>第3条の2 給付事業のうち分娩取扱施設支援事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。（（1）及び（2）については令和6年度に実施する事業に限る。）</u> <u>（1）平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業</u> <u>（2）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業</u> <u>（3）本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）</u> 2 給付事業のうち小児医療施設支援事業においては、対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。 <u>（1）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院</u> <u>（2）「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）の別添「救急医療対策事業実施要綱」（令和6年3月29日一部改正）に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院</u> <u>（3）小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの</u> <u>ア 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。</u> <u>イ 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。</u> <u>ウ 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。</u> 第4条～第8条 略 第9条 次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。 （1）～（2） 略 <u>（3）分娩取扱施設支援事業及び小児医療施設支援事業にあつては、給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。</u>	第1条～第3条 略 <u>（新設）</u> 第4条～第8条 略 第9条 次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。 （1）～（2） 略 <u>（新設）</u>

別表（第3条、第4条関係）

1	2	3	4	5
生産性向上・職場環境整備等支援事業	略	略 (3) 給付金を活用した更なる <u>賃上げ</u> 略	略	略
<u>分娩取扱施設支援事業</u>	<u>分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間に</u> <u>おける分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所</u>	<u>事業実施主体からの申請を受けて、次の交付額を支給する。</u> <u>病院又は診療所 1施設×2,500千円</u>	・支給 <u>申請書兼口座振込依頼書</u> ・別紙 <u>様式3-1</u>	「4 申請添付書類」と同じ
<u>小児医療施設支援事業</u>	<u>令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間に</u> <u>おける専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回る小児医療施設</u>	<u>事業実施主体からの申請を受けて、次の交付額を支給する。</u> <u>許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円</u> <u>(ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。)</u>	・支給 <u>申請書兼口座振込依頼書</u> ・別紙 <u>様式3-2</u>	「4 申請添付書類」と同じ

別表（第3条、第4条関係）

1	2	3	4	5
生産性向上・職場環境整備等支援事業	略	略 (3) 給付金を活用した更なる <u>値上げ</u> 略	略	略
<u>(新設)</u>				
<u>(新設)</u>				

附 則

- この要綱は、令和7年11月10日から施行し、令和7年度の事業から適用する。